
令和3年度の協会員に対する監査結果について

日証協 令和4年4月20日

本協会では、令和3年度の協会員に対する監査結果を取りまとめました。
協会員に対する監査結果は、以下のとおりです。

令和3年度の協会員に対する監査結果について

令和4年4月

日本証券業協会

1. 実施状況

協会員74先（会員50社（※）、特別会員24機関）に対し監査を実施しました。

（※）令和3年度においては特定業務会員を含む。以下同じ。

2. 監査結果

協会員74先（会員47社、特別会員27機関）に対し監査結果を通知しました。このうち、14先（会員11社、特別会員3機関）に対して、法令・諸規則違反等を指摘しました。

指摘の内容を見ると、法令違反では、府令で定められた禁止期間内における引受人の自己の計算による買付けなどが認められ、協会規則違反では、誤発注防止のための注文管理態勢に係る不備などが認められました。

なお、法令・諸規則違反の指摘に、重大な違反は認められませんでした。

3. 主な指摘事項

【会員】

- 府令で定められた禁止期間内における引受人の自己の計算による買付け（法令違反）
自社が株式売出しの引受人となっているにもかかわらず、府令で定められた禁止期間内に、ディーリング部門が、自己の計算による当該株式の買付けを行っていました。
- 誤発注防止のための注文管理態勢に係る不備（規則違反）
取引参加者である当社は、子店である同業者の発注システムから発注された株式等の現物取引に係る委託注文を、当社担当者による処理を介することなく、当社の発注システムを経由して東京証券取引所に取り次いでいます。
しかしながら、当社の発注システムには、同業者からの委託注文については発注制限値を設定していなかったため、同業者が当社に誤発注した場合、そのまま当該誤発注が市場に取り次がれる仕組みとなっていました。

【特別会員】

- 郵便物返戻後の取引管理態勢に係るもの（業務運営・内部管理態勢の不備）
顧客に送付した郵便物が住所不明等として返戻となった場合、なりすまし取引やマネー・ローンダリング等のリスクを踏まえ、改めて正確な顧客情報の確認を行うことが重要であり、

それができない場合には取引制限を含む適切な管理を検討することが重要です。

しかしながら、当機関は、法令で定める顧客交付書面である取引残高報告書を含む郵便物が返戻された多数の顧客について、追跡調査は行ったものの、改めて正確な顧客情報の確認ができていないにもかかわらず、取引制限を含む適切な管理を検討することなく、取引残高報告書が今後も不着になることを承知しつつ、インターネット取引等による投資信託の取引を継続させていました。

4. 実施状況【令和3年4月から令和4年3月までに着手したもの】

協会員74先（会員50社、特別会員24機関）に対し監査を実施。

(1) 会員に対する監査

実施状況	令和3年度	【参考】 令和2年度
① 監査実施先数	50社	49社
うち取引所との合同検査	23社	12社
うち協会の単独監査	27社	37社
うち特別監査等	—	—
② 1先平均の監査人員 （1先当たりの監査人員）	4.7人 （3～11人）	4.4人 （3～11人）

- ・「特別監査等」は、特別監査及びフォローアップ監査をいう。
- ・②については、書類監査、特別監査等を除外。

(2) 特別会員に対する監査

実施状況	令和3年度	【参考】 令和2年度
① 監査実施先数	24機関	24機関
② 1先平均の監査人員 （1先当たりの監査人員）	3.2人 （3～5人）	3.7人 （3～7人）

- ・②については、書類監査を除外。

5. 監査結果【令和3年4月から令和4年3月まで結果通知を交付したもの】

協会員74先（会員47社、特別会員27機関）に対し監査結果を通知。

(1) 会員に対する結果通知

結果通知の内容	令和3年度	【参考】 令和2年度
結果通知先数 (うち法令諸規則違反等を指摘した先)	47社 (11社)	49社 (12社)
法令違反の指摘件数	2件	2件
① 府令で定められた禁止期間内における引受人の自己の計算による買付け	1件	—
② 空売りに係る明示義務違反	1件	—
○ その他	—	2件

(注) 令和2年度の「その他」は、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為（1件）、差金決済取引（1件）を指摘。

諸規則違反の指摘件数	3件	4件
① 誤発注防止のための注文管理態勢に係る不備	2件	—
② 勧誘開始基準に適合しない顧客への勧誘	1件	—
○ その他	—	4件

(注) 令和2年度の「その他」は、売買管理態勢に係る不備（3件）、合理的根拠適合性の検証に係る不備（1件）を指摘。

業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数	21 件	18 件
① システムリスク管理態勢に係るもの	4 件	5 件
② 顧客管理態勢に係るもの	3 件	3 件
③ 情報セキュリティ管理態勢に係るもの	3 件	2 件
④ 金融商品販売の管理態勢に係るもの	2 件	1 件
⑤ 売買管理態勢に係るもの	2 件	1 件
⑥ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の取組に係るもの	2 件	—
⑦ 個人情報保護の管理態勢に係るもの	1 件	2 件
⑧ 法人関係情報の管理態勢に係るもの	1 件	2 件
⑨ 空売りに関する管理態勢に係るもの	1 件	—
⑩ 顧客分別金の管理態勢に係るもの	1 件	—
⑪ 事業継続計画 (BCP) の態勢整備に係るもの	1 件	—
○ その他	—	2 件

(注) 令和 2 年度の「その他」は、内部者登録に係るもの (1 件)、内部監査態勢に係るもの (1 件) を指摘。

(2) 特別会員に対する結果通知

結果通知の内容	令和3年度	【参考】 令和2年度
結果通知先数 (うち法令諸規則違反等を指摘した先)	27機関 (3機関)	19機関 (1機関)
法令違反の指摘件数	—	—

諸規則違反の指摘件数	—	—
------------	---	---

業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数	6件	1件
① 郵便物返戻後の取引管理態勢に係るもの	2件	—
② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の取組に係るもの	1件	—
③ 合理的根拠適合性の検証に係るもの	1件	—
④ 顧客管理態勢に係るもの	1件	—
⑤ 事故処理に係るもの	1件	—
○ その他	—	1件

(注) 令和2年度の「その他」は、投資信託の乗換え管理に係るもの(1件)を指摘。

以 上